

練馬区長 殿

練馬区公式ホームページ広告掲載申込書【新規・継続】

練馬区公式ホームページ広告掲載取扱要綱第8条の規定に基づき、つぎのとおり広告掲載を申し込みます。

1 申込者

住所（所在地）		
氏名（法人・団体名称）		
担 当 者	氏名	
	所属部署名	
	電話番号	
	FAX番号	
	電子メールアドレス	

2 広告内容

掲載を希望する期間（※1）	年 月 ～ 年 月
掲載場所	
リンク先のURL	
添付資料 （継続の場合は不要）	1 事業の概要が分かる資料（※2） 2 掲載予定の広告見本（※3）

※1 掲載期間は、年度をまたぐことはできません。最大で1年（4月から翌年3月までの12か月間）となります。なお、継続（更新）の際は、改めて継続のお申込みをお願いします。

※2 添付するパンフレット等が無い場合などは、個別にご相談ください。

※3 他のウェブサイトに掲載した際の広告見本等をご提示ください。なお、デザインの変更を予定している場合や、新規で作成をされる場合などはあらかじめご相談ください。

3 確認事項

裏面を確認の上、いずれにも該当しない場合には「はい」を、いずれか1つでも該当している場合は「いいえ」を○で囲んでください。

当法人・団体は、裏面の(1)～(2)の各号に掲げる団体のいずれにも該当していません。 はい いいえ

(裏)

練馬区有料広告掲載・提出基準の第5項に基づき、つぎの各号に掲げる団体を規制業種・事業者に該当するものは、広告を掲載しません。

- (1) 法人税、法人事業税、消費税、地方消費税、所得税、個人事業税、特別区民税等を滞納している団体
- (2) 区から指名停止措置を受けている団体
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定されるものおよびこれに類似すると区が認めたものを業とする団体
- (4) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業と規定されるものおよびこれに類似すると区が認めたものを業とする団体
- (5) たばこ製造業者ならびにたばこ製品の卸売業者および輸入業者（たばこ製造・販売事業者の「喫煙マナーの向上のための広告」等は除く。）
- (6) ギャンブルに係るものを業とする団体（区が出資しているものを除く。）
- (7) 規制対象となっていない団体であっても、社会問題を起こしている団体
- (8) 法律の定めのない医療類似行為を行う団体
- (9) 占いまたは運勢判断に関するものを業とする団体
- (10) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）に規定する探偵業を行う団体およびこれに類似すると区が認めたものを業とする団体
- (11) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）で、連鎖販売取引と規定されるものを業とする団体
- (12) 債権の取立て、示談の引受け等を業とする団体およびこれに類似すると区が認めたものを業とする団体
- (13) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う団体
例：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく許可を取得せず、違法に廃棄物の処理を行うもの（不用品を買い取るまたは無料で引き取るとしている場合において、別途輸送費・作業代などを要求し、実質的に処理料金を徴収するものも含む。）
- (14) 民事再生法（平成11年法律第225号）および会社更生法（平成14年法律第154号）等により更正または再生手続を開始している団体
- (15) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に違反している団体およびそのおそれがあると区が認めた団体
- (16) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）でインターネット異性紹介事業と規定されるものを業とする団体
- (17) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）で暴力団および暴力団員と規定されるものまたはこれらのものの威圧を利用し、または維持、運営等に協力し、もしくはこれらに関与している団体
- (18) 区の事業の円滑な運営に支障をきたすと判断される団体
- (19) 国、地方公共団体等行政機関からの行政指導を受け、その指導内容について改善がなされていない団体
- (20) 営業の実態等を確認することができない団体
- (21) 前各号に掲げるもののほか、各種法令に違反し、またはそのおそれがあると区が認めた団体